

国不建第450号
令和4年1月27日

各建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

浄化槽法の規定に基づく標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第30条の規定により、浄化槽工事業者は、その営業所及び浄化槽工事の現場ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号等を記載した標識を掲げなければならないこととされている。

今般、デジタル技術の活用による効率化や、建設業の働き方改革、建設現場の生産性向上の推進の観点から、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく標識の掲示について、「施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について」（令和4年1月27日国不建第445号国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知）によりデジタルサイネージ等を活用した場合の取扱いを定め、各地方整備局建政部長等に通知し、各都道府県建設業担当部局長に参考送付したところである。

これを踏まえ、今般、浄化槽法の規定に基づく標識の掲示についても、下記のとおりその取扱いを定め、各都道府県浄化槽担当部局長に参考送付したところである。

貴団体におかれでは、本通知の内容について、貴団体傘下の建設業者で浄化槽工事業を営む者に対し周知、指導を徹底されたい。

記

浄化槽法第30条の規定による標識の掲示は、浄化槽工事の施工が同法による登録を受けた業者によってなされていることや、安全施工、災害防止等の責任主体を対外的に明らかにすることを目的としている。

こうした趣旨を踏まえると、書面ではなく、デジタルサイネージ等ICT機器を活用した掲示についても、以下の（1）～（3）の要件を満たす場合には、書面による掲示と同等の役割を果たしていると考えられ、浄化槽法第30条の規定による標識の掲示義務を果たすものと考えて差し支えない。なお、標識の様式については、浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和60年建設省令第6号）別記様式第8号及び別記様式第9号によることに留意する必要がある。

- (1) 公衆が必要なときに標識を確認できるものであること。
- (2) 当該デジタルサイネージ等において標識を確認することができる旨の表示が常時わかりやすい形でなされていること（画面の内外は問わない。）。
- (3) 施工時間内のみならず施工時間外においても公衆が標識を確認することができるよう、人感センサーや画面に触れること等により画面表示ができるものであること。なお、工事現場が住宅地に位置する等周辺環境への配慮が必要であり、施工時間外のうち一定の時間画面の消灯が必要な場合においては、デジタルサイネージ等の周囲にインターネット上で標識の閲覧が可能である旨を掲示することを条件に、施工時間外は、当該デジタルサイネージ等による掲示に代わり、インターネット上で標識を閲覧する措置を講じることができることとする。